

令和元年 10 月 23 日

台風 19 号の被災者に係る市営住宅の家賃減免について

このたびの台風 19 号により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
本市では、今月 10 月分の家賃から次のとおり市営住宅の減免措置を講じますので、お知らせいたします。

- 1 対象となる被害の程度
床上浸水
- 2 減免対象期間
10 月分から復旧完了までの期間
- 3 減免額
家賃全額を減免
- 4 その他
口座振替等で納付済みとなった方については、家賃の還付を行います。

【事務担当】

住宅営繕課 入退居係

電話 22-7497